

伊丹市一般貸切旅客自動車乗車料条例の一部を改正する
条例の制定について

伊丹市一般貸切旅客自動車乗車料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成26年9月4日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

理 由

一般貸切旅客自動車運送事業の乗車料を見直すほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市一般貸切旅客自動車乗車料条例の一部を改正する

条例（平成26年伊丹市条例第 号）

伊丹市一般貸切旅客自動車乗車料条例（昭和38年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「運賃および料金（以下「乗車料」という。）」を「乗車料」に改める。

第2条第1項中「次に掲げる運賃と料金との合計額」を「次の表に掲げる運賃の額」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

運賃の種類	運賃の額
時間制運賃	1時間当たり8,660円
キロ制運賃	1キロメートル当たり170円

第2条第3項中「，航送料」及び「，乗務員宿泊料，」を削り、「から特別な負担を求められた場合の実費は，別に」を「の求めにより運送に係る経費以外の経費が発生した場合には，その実費は」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「前項に定めるもののほか，」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の運賃は、同項の表に掲げる時間制運賃とキロ制運賃とを合算した額とし、その適用区分および計算方法は、次の各号に掲げる運賃の種類に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 時間制運賃 次に掲げる時間を合計した時間に1時間当たりの運賃額を乗じて得た額とする。この場合において、アに掲げる時間に30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

ア 走行時間（回送時間を含めた出庫から帰庫までの時間をいう。）。ただし、走行時間が3時間未満の場合は、3時間とする。

イ 出庫前および帰庫後の点呼および点検に要する時間として

それぞれ1時間ずつの合計2時間

(2) キロ制運賃 走行距離（回送距離を含めた出庫から帰庫までの距離をいい、その距離に10キロメートル未満の端数があるときは、これを10キロメートルに切り上げる。）に1キロメートル当たりの運賃額を乗じて得た額とする。

第3条の見出し及び同条第1項中「運賃」を「乗車料」に改め、同項第3号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号のいずれにも該当する場合は、同項第2号の規定のみを適用する。

第4条第2項中「第5条」を「次条」に改める。

第5条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2号中「みだす」を「乱す」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。ただし、第3条第1項第3号を削る改正規定、同条第2項、第4条第2項及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊丹市一般貸切旅客自動車乗車料条例第2条の規定は、平成26年11月1日以後に締結する運送契約に係る乗車料について適用し、同日前に締結した運送契約に係る乗車料については、なお従前の例による。